

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第 9 8 8 号)

平成 2 3 年 1 2 月 2 日

横情審答申第988号

平成23年12月2日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
ご質問について（答申）

平成23年1月31日市男女第615号による次の質問について、別紙のとおり答申します。

「第3次横浜市男女共同参画行動計画素案についての市民意見募集に応募された意見328通」の非開示決定に対する異議申立てについての質問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「第3次横浜市男女共同参画行動計画素案についての市民意見募集に応募された意見328通」を非開示とした決定のうち、別表1、別表2及び別表3に示す部分を非開示とした決定は妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「第3次横浜市男女共同参画行動計画素案についての市民意見募集に応募された意見328通」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年10月19日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書に記載されている意見は、横書きか縦書きか、文字の大きさや配置、手書きの場合は筆跡、手書きでない場合は使用されている字体、用字、用語及び文体の特徴などの諸要素を総合した文書全体の外形的な特徴と記述内容を併せて観察することにより、近親者や地域の関係者等の一定範囲の者が見れば、意見提出者が誰であるかを識別することが可能である。また、本件申立文書に記載されている意見は、個人の家庭や生活に関する情報及び思想、信条等の情報を含むものであり、一般に他人に知られたくない情報であるため、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある。したがって、本号本文に該当する。

(2) 条例第8条第2項について

本件申立文書は、全体の外形的特徴から、その全体が個人識別性を有している。また、記載内容について、一般に知られたくない個人の家庭や生活に関する情報及び思想、信条等の情報を含むものであるから、氏名、年齢等を除いた部分についても個人の権利利益が害されるおそれがある。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

非開示決定通知書には記載していないが、非開示理由として本号の主張を追加する。本件申立文書の意見を募集するに当たっては、「いただいた情報は、この意見募集以外の目的で利用したり、第三者に提供したりすることはありません。」と留意事項を記載の上で実施した。本件申立文書を開示することは、意見募集時の条件に反するものであり、市民の信頼を損ない、今後、同様の意見募集や男女共同参画に係る事務運営に支障を来すおそれがあることから、本号に該当する。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部又は一部を開示するよう求める。
- (2) 実施機関が実施した意見募集では、意見応募者に関する情報として、性別、年齢層及び職業を求めているが、この情報だけでは個人を特定する情報とはいえない。仮に、本件申立文書に個人の氏名、住所、電話番号等の情報又は意見の中に個人を特定することができる記述が記載されていたとしても、条例第8条第2項によって特定の個人を識別できる記述等の部分、個人の権利利益が害される部分を除き、開示しなければならない。また、本件申立文書については、公にした場合であっても、個人の権利利益を害するおそれに該当するとはいえない。
- (3) 本件申立文書の開示又は一部開示は、実施機関が発表した提出意見に対する見解について、その集計結果の錯誤、恣意性及び意見の隠蔽がないかを検証するために必要である。
- (4) 他の地方公共団体においても、意見募集手続に対し提出された意見について情報開示請求が行われた場合には、各地方公共団体で規定する非開示情報を除いた上で開示することが一般的である。本件申立文書の全部が非開示となるのであれば、条例の解釈を誤っている可能性がある。また、そもそも、本件申立文書に記載された個人識別情報について、開示するよう争っているものではない。
- (5) 本件申立文書は、横浜市パブリックコメント実施要綱（平成14年度都経都第3号。以下「要綱」という。）に基づいて行われた意見募集に係る提出意見である。要綱第9条第1項では、実施機関の考え方の公表において、提出された意見等と併せて公表すると規定している。この規定の文言は、行政手続法（平成5年法律第88号）第43条の規定とほぼ同じものであり、解釈及び運用についても同一の取扱いにすべきである。

- (6) 実施機関は、本件処分を行った後に条例第7条第2項第6号を追加して主張している。この主張には、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行を確保するための法的保護に値する実質的な支障についての言及がなく、理由がない。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

実施機関は、横浜市男女共同参画推進条例（平成13年3月横浜市条例第18号）に基づいて平成23年度から27年度までを期間とする第3次横浜市男女共同参画行動計画素案を策定し、平成22年7月30日に公表した。男女共同参画行動計画は、要綱第4条第1項第1号に定める別表の「市の長期計画その他の市の重要な基本計画、指針等」に該当し、パブリックコメントを実施する対象である。そのため、実施機関は、男女共同参画行動計画素案について、要綱第7条に規定する意見募集（以下「本件意見募集」という。）を行った。

本件申立文書は、本件意見募集において市民から提出された意見328通である。

本件申立文書は、郵送はがき、持参又は郵送の意見応募用紙、電子メール及びファクシミリにより提出を受けたものであり、実施機関が定めた定型の意見応募用紙のほか、提出者が任意に作成した様式に記載された提出意見で構成されている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書の全てについて、意見提出者が誰であることを識別することができる情報であり、また、記載されている意見には一般に他人に知られたくない情報が含まれていることから、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、本号に該当するとして非開示としている。

これに対し、申立人は、本件申立文書の開示を求めているので以下検討する。

ウ 本件意見募集について、要綱第9条第1項では「意見等に対する実施機関の考え方をとりまとめ、提出された意見等と併せて公表する」ことを規定している。また、横浜市パブリックコメント実施要綱運用指針（平成14年度総行第98号）で

は「４．提出された意見が横浜市の保有する情報の公開に関する条例・・・第７条第２項各号に規定する非開示情報が含まれている場合は、当該意見等の全部又は一部を公表しないものとする。」及び「５．意見募集の時点で、提出意見等の内容が公表される予定であることについては、事前に周知し、理解を求める必要がある。」と定めている。

エ 当審査会で本件申立文書を見分したところ、次のとおりであった。

(ア) 別表１(１)に示す部分には、意見文及び意見文に付帯する情報の中に、意見提出先以外の電子メールアドレス、電子メール送受信者名称、ファクシミリ番号及びファクシミリ送受信者名称、意見提出者の個人の氏名（肩書等を含む。）、電話番号、郵便番号、住所（都道府県名、市区町村名及び町名（丁目以下の部分を除く。）までの部分を除く。）及びインターネット上のアドレス（ソーシャル・ネットワーキング・サービス、ホームページ及びウェブログ）並びに特定の個人の年齢が記載されている。

また、別表１(２)に示す部分には、意見に付されたイラスト及び同イラストの説明、意見集計用に設けられた性別及び職業分類の選択肢に存在しない意見提出者の性別及び職業、意見提出者の業務内容に関する記述、所属団体に関する記述及び住所に付随する詳細な記述、特定の個人の氏名（肩書等を含む。）、所属団体に関する記述及び当該個人に関する意見並びに地域の団体その他の記述が記載されている。

これらの部分は、個人に関する情報であって、当該情報それ自体又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であることから、本号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(イ) 別表２に示す部分には、意見提出者自身の個人が有する機微な体験に関する記述、実生活を営む上で支障となり得る人格と密接に関連する率直な内心の秘密に関する記述及び個人の思想、信条の機微に係る記述が認められる。

これらの部分は、個人の人格と密接に関連するため、仮に意見提出者の氏名等を非開示にしたとしても、当該意見提出者の権利利益が害されるおそれがあるため公にすべき性質の情報とは認められないものである。

したがって、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しな

い。

(3) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号アでは、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本号の該当性について主張していないが、当審査会は、別表3に示す部分について次のように判断する。

当該部分には、特定の法人等を示す名称とともに当該法人等に関する意見が述べられている情報が認められる。当該情報は、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当する。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書を公にすることにより、市民の信頼を損ない、今後の同様の意見募集及び男女共同参画に係る事務運営に支障を来たすおそれがあると主張しているが、本件申立文書のうち、前述の条例第7条第2項第2号及び第3号アに該当すると判断した部分については、非開示とすることができる情報であることから改めて本号の該当性を判断するまでもないため、その余の部分について以下検討する。

ウ 前述のとおり、実施機関は、要綱第7条の規定に基づき、本件意見募集を行った。また、要綱第9条第1項では、「意見等に対する考え方をとりまとめ、提出された意見等と併せて公表する」と規定しており、本件申立文書を公表することを前提としていることが認められる。

当審査会において、実施機関が本件意見募集に際しての留意事項と主張する記述について、本件意見募集の案内文を見分したところ、「いただいた情報は、この意見募集以外の目的で利用したり、第三者に提供したりすることはありません。」との記述があった。この記述は、本件申立文書に記載された個人情報につ

いて、本件意見募集事務の目的外での利用及び第三者提供を禁止しているものであり、本号に基づく開示又は非開示の判断には影響を及ぼすものではない。

また、要綱とほぼ同趣旨の制度である横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱（平成20年度行法第1582号）第9条の意見公募結果の公示等手続においては、提出意見はありのままを公示するのが原則であり、提出意見を整理し、又は要約した場合は、当該提出意見を当該規則等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならないと規定しているが、当該手続に基づく意見公募においても、実施機関が主張するような支障が生じている事実は認められなかった。したがって、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは認められないことから、本号に該当しない。

(5) 付言

本件異議申立てについて、パブリックコメントにおける提出意見の公表を要綱に規定しているにもかかわらず、実施機関がその全部を非開示としたことから、集約結果の検証が行えないという申立人の主張は、理解に難くない。これに対し、実施機関は、提出意見の公表を禁止する特約であるとする根拠を、個人情報目的外利用及び第三者提供の禁止の文言で説明しているが、条例第7条第2項第6号に規定する行政運営情報の該当性についての拡大解釈といわざるを得ない。

実施機関は、今後、同様のパブリックコメントを実施するに当たり、要綱に示す制度趣旨に沿って提出意見を取り扱うよう留意されたい。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして非開示とした決定のうち、別表1及び別表2に示す部分を第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当であり、また、別表3に示す部分は第3号に該当するため非開示とすべきであるが、その余の部分については第2号及び第6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

別表1 特定の個人を識別することができるものであるため、当審査会が、条例第7条第2項第2号に該当し、開示しないことができる」と判断した部分

(1) 全提出意見に共通する部分

文書提出方法	対象文書	非開示部分
はがき	意見番号1001から意見番号1044まで	意見提出者個人の氏名（肩書等を含む。）、郵便番号及び住所（都道府県名、市区町村名及び町名（丁目以下の部分を除く。）までの部分を除く。）並びに特定の個人の年齢
電子メール	意見番号2001から意見番号2257まで	意見提出先以外の電子メールアドレス及び電子メール送受信者名称、意見提出者個人の氏名（肩書等を含む。）、電話番号、郵便番号、住所（都道府県名、市区町村名及び町名（丁目以下の部分を除く。）までの部分を除く。）及びインターネット上のアドレス（ソーシャル・ネットワーキング・サービス、ホームページ及びウェブログ）並びに特定の個人の年齢
持参又は郵送	意見番号3001から意見番号3020まで	意見提出者個人の氏名（肩書等を含む。）及び特定の個人の年齢
ファクシミリ	意見番号4001から意見番号4007まで	意見提出先以外のファクシミリ番号及びファクシミリ送受信者名称、意見提出者個人の氏名（肩書等を含む。）並びに特定の個人の年齢

(2) 提出意見ごとに指定する部分（意見に付されたイラスト及び同イラストの説明、意見集計用に設けられた性別及び職業分類の選択肢に存在しない意見提出者の性別及び職業、意見提出者の業務内容に関する記述、所属団体に関する記述及び住所に付随する詳細な記述、特定の個人の氏名（肩書等を含む。）、所属団体に関する記述及び当該個人に関する意見並びに地域の団体その他の記述）

文書提出方法	対象文書	非開示部分
はがき	意見番号1015	はがきおもて面における「職業」欄に重ねて記載された10文字並びにはがき裏面の意見文中、吹出し文言を除く1行目1文字目から2行目3文字目まで、7行目14文字目から9行目最終文字まで、12行目1文字目から13行目5文字目まで、意見に付されたイラスト及び同イラストの説明
	意見番号1016	はがき裏面の意見文における「1 【素案】などへのご意見について」欄の文中1行目1文字目から13文字目まで及び4行目14文字目から18文字目まで
	意見番号1021	はがき裏面の意見文における「1 【素案】などへのご意見について」欄の文中2行目2文字目から3行目7文字目まで

文書提出方法	対象文書	非開示部分
はがき	意見番号1037	はがき裏面の意見文における「2 あなたが・・・記入してください。」欄の文中に記載された特定の個人の氏名（肩書等を含む。）
	意見番号1038	はがき裏面の意見文における「2 あなたが・・・記入してください。」欄の文中3行目1文字目から5文字目まで
	意見番号1039	はがき裏面の意見文における「1 【素案】などへのご意見について」欄の文中1行目1文字目から15文字目まで
	意見番号1040	はがきおもて面における「職業」欄に記載された4文字
	意見番号1042	はがき裏面の意見文における「2 あなたが・・・ください。」欄の文中1行目4文字目から2行目12文字目まで
	意見番号1043	はがき裏面の意見文における「2 あなたが・・・ください。」欄の文中1行目3文字目から6文字目まで及び19文字目から同行最終文字まで
	意見番号1044	はがき裏面の意見文中3行目8文字目から同行最終文字まで
電子メール	意見番号2004	電子メール本文書の意見文中25行目及び26行目
	意見番号2012	電子メール本文書の意見文中15行目2文字目から26文字目まで
	意見番号2024	電子メール本文書の意見文中6行目4文字目から同行最終文字まで
	意見番号2033	電子メール本文書の意見文2ページ目の文中8行目
	意見番号2034	電子メール本文書の意見文2ページ目の文中8行目
	意見番号2044	電子メール本文書の意見文中32行目3文字目から同行最終文字まで
	意見番号2047	電子メール本文書の意見文中15行目10文字目から21文字目まで、19行目18文字目から26文字目まで、21行目6文字目から23行目最終文字まで及び27行目6文字目から28行目最終文字まで
	意見番号2049	電子メール本文書の意見文1ページ目の文中3行目12文字目から20文字目まで
	意見番号2052	電子メール本文書の意見文2ページ目の文中6行目1文字目から7行目10文字目まで及び17行目6文字目から同行最終文字まで
	意見番号2071	電子メール本文書の意見文中28行目8文字目から同行最終文字まで

文書提出方法	対象文書	非開示部分
電子メール	意見番号2077	電子メール本文書の意見文 1 ページ目の文中 2 行目 6 文字目から20文字目まで及び 6 行目
	意見番号2080	電子メール本文書の意見文中 1 行目11文字目
	意見番号2083	電子メール本文書の意見文中14行目48文字目から15行目 4 文字目まで
	意見番号2085	電子メール本文書の意見文中 5 行目 3 文字目から24文字目まで
	意見番号2089	電子メール本文書の意見文中 1 行目 7 文字から 9 文字目まで
	意見番号2090	電子メール本文書の意見文 1 ページ目の文中32行目17文字目から23文字目まで
	意見番号2099	電子メール本文書の意見文 1 ページ目の文中30行目 4 文字目から 7 文字目まで
	意見番号2100	電子メール本文書の意見文中19行目 2 文字目から12文字目まで及び21行目 9 文字目から11文字目まで
	意見番号2114	電子メール本文書の意見文中14行目
	意見番号2118	電子メール本文書の意見文 3 ページ目の文中35行目 3 文字目から同行最終文字まで及び41行目23文字目から33文字目まで並びに 4 ページ目の文中 3 行目 4 文字目から12文字目まで
	意見番号2124	電子メール本文書の意見文 2 ページ目の文中 3 行目 4 文字目から36文字目まで
	意見番号2126	電子メール本文書の意見文中 1 行目 6 文字目から10文字目まで
	意見番号2129	電子メール本文書の意見文 2 ページ目の文中 4 行目19文字目から29文字目まで
	意見番号2130	電子メール本文書の意見文 1 ページ目の文中 5 行目11文字目から14文字目まで及び 5 ページ目の文中25行目10文字目から同行最終文字まで
	意見番号2152	電子メール本文書の意見文中 9 行目 4 文字目から13文字目まで
意見番号2161	電子メール本文書の意見文 1 ページ目の文中36行目11文字目から14文字目まで及び 2 ページ目の文中18行目 3 文字目から同行最終文字まで	
意見番号2174	電子メール本文書の意見文中24行目 6 文字目から同行最終文字まで	

文書提出方法	対象文書	非開示部分
電子メール	意見番号2175	電子メール本文書の意見文 1 ページ目の文中28行目 1 文字目から27文字目まで
	意見番号2186	電子メール本文書の意見文 1 ページ目の文中 2 行目 3 文字目から10文字目まで
	意見番号2191	電子メール本文書の意見文中16行目 9 文字目から同行最終文字まで及び17行目 6 文字目から同行最終文字まで
	意見番号2193	電子メール本文書の意見文中 5 行目 1 文字目から 6 行目 2 文字目まで並びに電子メール添付文書の意見文中 3 行目 1 文字目から 5 行目 4 文字目まで、 9 行目から10行目まで及び22行目 1 文字目から 9 文字目まで
	意見番号2194	電子メール本文書の添付文書名称欄における全文字及び電子メール本文書の意見文中 4 行目 1 文字目から 5 行目 2 文字目まで、電子メール添付文書の意見文 1 ページ目の文中 3 行目 1 文字目から 5 行目 4 文字目まで、 10行目27文字目から29文字目まで、 27行目38文字目から28行目 2 文字目まで並びに 3 ページ目の文中 8 行目 1 文字目から 6 文字目まで、 18行目11文字目から23文字目まで、 22行目25文字目から27文字目まで、 33行目12文字目から19文字目まで及び34文字目から36文字目まで
	意見番号2195	電子メール添付文書の意見文 4 ページ目の文中 7 行目 4 文字目から 8 文字目まで
	意見番号2197	電子メール本文書の意見文 1 ページ目の文中27行目 1 文字目から28行目 2 文字目まで
	意見番号2203	電子メール本文書の添付文書名称欄における全文字及び電子メール添付文書の意見文中23行目 1 文字目から22文字目まで
	意見番号2206	電子メール本文書の意見文中12行目 3 文字目から22文字目まで
	意見番号2207	電子メール本文書の意見文 1 ページ目の文中33行目14文字目から24文字目まで
	意見番号2209	電子メール本文書の意見文中 1 行目 6 文字目から同行最終文字まで
	意見番号2219	電子メール本文書の意見文 1 ページ目の文中 1 行目30文字目から同行最終文字まで
	意見番号2221	電子メール本文書の意見文 2 ページ目の文中37行目18文字目から26文字目まで
意見番号2234	電子メール本文書の意見文 5 ページ目の文中14行目 5 文字目から 8 文字目まで	

文書提出方法	対象文書	非開示部分
電子メール	意見番号2245	電子メール本文書の意見文 2 ページ目の文中36行目 1 文字目から17文字目まで、37行目 1 文字目から同行最終文字まで、40行目 7 文字目から34文字目まで及び37文字目並びに3 ページ目の文中 1 行目 6 文字目から12文字目まで及び18文字目から同行最終文字まで
	意見番号2252	電子メール本文書の意見文 1 ページ目の文中32行目 3 文字目から34行目17文字目まで、35行目18文字目から同行最終文字まで並びに 2 ページ目の文中 1 行目から 4 行目まで及び14行目
持参又は郵送	意見番号3006	意見応募用紙の意見文における「 1 【素案】などへのご意見について」欄の文中 1 行目 1 文字目から12文字目まで
	意見番号3007	意見応募用紙の意見文における「 1 【素案】などへのご意見について」欄の文中 1 行目 1 文字目から13文字目まで
	意見番号3008	意見応募用紙の意見文における「 1 【素案】などへのご意見について」欄の文中 2 行目14文字目から18文字目まで
	意見番号3010	意見応募用紙の意見文における「 2 あなたが・・・記入してください。」欄の文中 1 行目28文字目から34文字目まで
	意見番号3015	意見応募用紙の意見文における「 2 あなたが・・・記入してください。」欄の文中 1 行目 1 文字目から16文字目まで
	意見番号3018	意見応募用紙の意見文における「 1 【素案】などへのご意見について」欄の文中「 「男女共同参画」全般について」部分の右に記載された5文字
	意見番号3019	意見応募用紙の意見文における「 2 あなたが・・・記入してください。」欄の文中 1 行目 3 文字目から 5 文字目まで及び 2 行目 1 文字目から 4 文字目まで
ファクシミリ	意見番号4001	意見応募用紙の意見文における「 1 【素案】などへのご意見について」欄の文中 3 行目 9 文字目及び10文字目、 5 行目29文字目から33文字目まで、 7 行目23文字目から26文字目まで、「 2 あなたが・・・記入してください。」欄の文中 1 行目23文字目から27文字目まで、 2 行目 4 文字目から 8 文字目まで並びに「 3あなたについて・・・付けてください。」欄の文中「 性別」部分の右に記載された16文字
	意見番号4003	意見応募用紙の意見文における「 2 あなたが・・・記入してください。」欄の文中 1 行目

別表2 個人の権利利益を害するおそれがあるため、当審査会が、条例第7条第2項第2号に該当し、開示しないことができる判断した部分

文書提出方法	対象文書	非開示部分
はがき	意見番号1013	はがき裏面の意見文における「2 あなたが・・・ください。」欄の文中全文字
	意見番号1017	はがき裏面の意見文における「1 【素案】などへのご意見について」欄の文中5行目7文字目から6行目最終文字まで及び「2 あなたが・・・ください。」欄の文中全文字
電子メール	意見番号2071	電子メール本文書の意見文中10行目36文字目から12行目最終文字まで
	意見番号2107	電子メール本文書の意見文1ページ目の文中18行目から24行目まで
	意見番号2108	電子メール本文書の意見文1ページ目の文中9行目12文字目から17文字目まで
	意見番号2112	電子メール本文書の意見文中5行目50文字目から7行目最終文字まで
	意見番号2121	電子メール本文書の意見文中21行目1文字目から37文字目まで
	意見番号2137	電子メール本文書の意見文中7行目及び30行目から32行目まで
	意見番号2175	電子メール本文書の意見文1ページ目の文中5行目27文字目から33文字目まで
	意見番号2179	電子メール本文書の意見文1ページ目の文中30行目21文字目から37行目最終文字まで
	意見番号2209	電子メール本文書の意見文中2行目から6行目まで
	意見番号2212	電子メール本文書の意見文1ページ目の文中3行目9文字目から同行最終文字まで
	意見番号2214	電子メール本文書の意見文中8行目から10行目まで及び12行目
	意見番号2216	電子メール本文書の意見文1ページ目の文中3行目9文字目から同行最終文字まで
	意見番号2224	電子メール本文書の意見文中2行目10文字目から同行最終文字まで
意見番号2234	電子メール本文書の意見文3ページ目の文中6行目から8行目まで及び4ページ目の文中3行目から42行目まで	

文書提出方法	対象文書	非開示部分
郵送又は持参	意見番号3018	意見応募用紙の意見文における「1 【素案】などへのご意見について」欄の文中2行目14文字目から同行最終文字まで
ファクシミリ	意見番号4006	ファクシミリ文書の意見文1ページ目及び2ページ目の文中1行目における日付部分の括弧内に記載された11文字

別表3 法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、当審査会が、条例第7条第2項第3号アに該当し、開示しないことができると判断した部分

文書提出方法	対象文書	非開示部分
電子メール	意見番号2059	電子メール本文書の意見文中10行目17文字目から同行最終文字まで

文字数は、1行に記録された文字（符号を含む。）を左詰めにして数えるものとし、空白行、空白部分、表に係る罫線及び記号のみで構成する行は、行数及び文字数として数えないものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年1月31日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成23年2月4日 (第114回第三部会) 平成23年2月14日 (第185回第二部会) 平成23年2月24日 (第179回第一部会)	・諮問の報告
平成23年3月10日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年3月18日 (第116回第三部会)	・審議
平成23年3月22日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成23年5月13日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成23年5月20日 (第118回第三部会)	・審議
平成23年6月3日 (第119回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成23年6月17日 (第120回第三部会)	・審議
平成23年8月5日 (第123回第三部会)	・審議
平成23年9月16日 (第125回第三部会)	・審議
平成23年10月7日 (第126回第三部会)	・審議
平成23年11月4日 (第128回第三部会)	・審議